

「酒類の販売管理の方法」に関する取組計画書				
(酒類販売管理者の選任予定者) 〇〇 次郎 (年齢: 49歳)		(酒類小売販売場の所在地及び名称) 千代田区大手町〇丁目〇番〇 〇〇料理店		
(酒類販売管理研修の受講予定等) 受講日又は受講予定日: 平成 令和 2 年 〇〇 月 〇〇 日 研修実施団体: 〇〇小売酒販組合		(店舗(酒類売場)の面積) 168 m <sup>2</sup>	(営業時間) 11時00分 ~ 20時00分 ・ 24時間 (定休日: _____)	
(酒類販売管理者に代わる責任者(予定者)の人数及び氏名等) 氏 名 (年 齢)   指名の基準   氏 名 (年 齢)   指名の基準		総数: 1 名		
〇〇 花子 (31歳)   (2)		( 歳)   _____		
<p>(注)「指名の基準」欄には、次の《責任者の指名の基準》 《責任者の指名の基準》 以下(1)~(4)に掲げるいずれかに該当する者の中から酒類販売業務に従事する者の中から酒類販売管理者に代わる者を責任者として必要な人数を指名し、配置してください。</p> <p>(1) 夜間(午後11時から翌日午前5時)において、酒類の販売を行う場合(成年者の指名をお願いします。)</p> <p>(2) 酒類販売管理者が常態として、その選任された販売場に長時間(2~3時間以上)不在となることのある場合</p> <p>(3) 店舗(酒類売場)の面積が著しく大きい場合(100平方メートルを超えるごとに、1名以上の責任者を指名)</p> <p>(4) その他酒類販売管理者のみでは酒類の適正な販売管理の確保が困難と認められる場合</p>				
酒類の販売業免許の申請書の記載事項である「酒類の販				
<p>研修が開催されていない場合、掲示が必要な免許通知書に代えるなどしてください。</p>		<p>研修が開催されていない場合には、研修の受講が可能となった後に、確実に研修を受講することを前提に「はい」に〇をしてください。</p>		
酒類販売管理者関係	1 酒類の販売業務を開始するに際して、酒類販売管理研修を過去3年以内に受けた者の中から酒類販売管理者を選任する。	<input checked="" type="radio"/> はい <input type="radio"/> いいえ	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適	
	2 公衆の見やすい場所に酒類販売管理者の氏名や酒類販売管理研修の受講実績等を記載した標識を掲示する。	<input checked="" type="radio"/> はい <input type="radio"/> いいえ	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
<p>(参考事項) 研修が実施されていないため受講できていない。に記載してください。</p>				
二十歳未満の者の飲酒防止関係等	1 20歳未満と思われる者に対して、身分証明書等により年齢確認を行う。	<input checked="" type="radio"/> はい <input type="radio"/> いいえ	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適	
	2 20歳未満の者の飲酒防止に関するポスター※を掲示する。	<input checked="" type="radio"/> はい <input type="radio"/> いいえ	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
	3 「その他の取組」の概要 (※上記以外の取組をしている場合にその内容を具体的に記載してください。)(例)「レジに啓発のためのグッズ等を置く」 20歳未満と思われる者への年齢確認を徹底する。	表の下の※に記載のとおり、ポスターは国税庁ホームページからダウンロードしてください。		
	4 酒類の陳列場所を設けて販売する。	<input checked="" type="radio"/> はい <input type="radio"/> いいえ	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
	5 酒類の通信販売(インターネットを含む)を行う。 (注)ここでいう「通信販売」とは、2都道府県以上の広範な地域の消費者等を対象として、インターネット等を利用して行う販売をいいます。	<input checked="" type="radio"/> はい <input type="radio"/> いいえ		

※ 20歳未満の者の飲酒防止に関するポスターは、国税庁ホームページからダウンロードして掲示してください。(掲載先リンク)

<https://www.nta.go.jp/taxes/sake/miseinen/01.pdf>